

なら歴史芸術文化村工房使用者公募実施要領（絵画・書跡等）

令和 8 年 7 月 1 日

なら歴史芸術文化村

第 1 目的

なら歴史芸術文化村の文化財修復・展示棟では、日本で初めてとなる 4 つの分野（仏像等彫刻、絵画・書跡等、歴史的建造物、考古遺物）の文化財修復作業現場を通年公開している。このうち、美術工芸修復工房（絵画・書跡等）における文化財修復作業及び修復作業の公開を行う民間修復事業者について、公募を実施する。

第 2 公募の概要

- （1）業務内容 美術工芸（絵画・書跡等）修復作業の公開
- （2）使用施設 なら歴史芸術文化村 文化財修復・展示棟 B1F
美術工芸修復工房 B102（165.34 m²）
- （3）使用期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

第 3 公募に参加する者（以下「参加者」という。）に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- （1）絵画・書跡・典籍・古文書のうち国宝・重要文化財（国宝等）の修理に従事した者が 1 名以上いること。
- （2）令和 4 年 4 月 1 日以降令和 9 年 3 月 31 日までに完了（見込み含む）した、絵画・書跡・典籍・古文書のうち国宝等もしくは都道府県指定有形文化財の修理実績が各年複数件あること。
- （3）令和 9 年 4 月以降の 5 年間で、文化村で実施できる、奈良県内所在の文化財（絵画・書跡・典籍・古文書）の修復計画が複数件あること。
- （4）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （5）国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （6）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- （7）平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- （8）平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再

- 生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (9) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - (11) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。
 - (12) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (13) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (15) (13) 及び (14) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第4 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 第3の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

第5 公募スケジュール

実施要領等の配布	令和8年7月1日（水）～7月30日（木） 下記 URL より提出書類（様式1～4）をダウンロードすること URL: https://www.pref.nara.lg.jp/site/bunkamura/news/r8-sentei-iinkai-koubo.html
質問事項受付期限	令和8年7月3日（金）～7月10日（金）
申請書受付期間	令和8年7月21（火）～7月30日（木）
審査結果通知	令和8年8月31日（月）（予定）

第6 問い合わせ先・申請書類等提出先

なら歴史芸術文化村 事業推進課 歴史文化係

〒632-0032 奈良県天理市杣之内町437-3

電話番号 0743-86-4480

FAX番号 0743-86-4910

第7 質問の受付及び回答

申請書作成に関する質問は、質問書（任意様式）によりFAXでの受付とし、すべての質問を取りまとめたうえで、なら歴史芸術文化村よりFAXで質問者へ回答するものとする。

第8 選定委員会の設置

なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房の使用者（以下「工房使用者」という。）の選定を行うため、なら歴史芸術文化村工房使用者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会の委員は選定委員会名簿（別紙1）に掲げる委員で組織する。

第9 工房使用者の選定

選定委員会は、第5に掲げる期日までに申請のあった参加者について、選定委員会であらかじめ定めた工房使用者選定評価基準（別紙2）に基づく審査を行い、評価した合計点が最高の者を選定するものとする。

- 2 評価の結果、最高点が複数の場合は、委員長が最高得点の者の中から最も優れた者を選定するものとする。
- 3 参加者の数が2者に達しない場合は、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該者を選定する。

第10 参加者への通知

なら歴史芸術文化村村長は、第9で選定された工房使用者に対して「選定通知書」により通知するとともに、選定しなかった者に対して、「非選定通知書」により通知するものとする。

第11 使用規程の順守

工房使用者は、「なら歴史芸術文化村美術工芸修復工房使用規程（別紙3）」を遵守すること。

第12 協定書の締結

工房使用者はなら歴史芸術文化村と「なら歴史芸術文化村における修復公開事業に関する協定書」を締結するものとする。